

木曾三川上流部『ごみマップ』を作成 ～ STOP 不法投棄 ～

概 要

木曾三川上流部においては、行政とボランティア団体やNPO等が連携して河川美化活動が各所で実施されていますが、河川敷などへのゴミの不法投棄は後を絶たない状況です。

木曾三川が有する良好な河川環境を保全していくためにも、不法投棄に対する取り組みの強化が必要となっており、その一環として近年の不法投棄の状況をまとめた木曾三川上流部『ごみマップ』を作成しました。

このマップの公表により、木曾三川上流部(木曾川上流河川事務所管理区間)の、どの場所にどれくらいのゴミが捨てられているか、その実態を河川利用者や地域住民の皆様にご覧いただき、不法投棄防止の啓発また不法投棄に関する情報をお寄せいただくなど、地域の方々とともに不法投棄を減らしていければと考えています。

1. 資 料 木曾三川上流部 ごみマップ
2. 解 禁 指定なし
3. 配 布 先 岐阜県政記者クラブ
4. 問合せ先 木曾川上流河川事務所 〒500-8801 岐阜市忠節町 5-1
管理課長 林 正順(はやし まさのり)
TEL: 058-251-1325 FAX: 058-251-6581
5. そ の 他 『ごみマップ』は、沿川市町等に配布し、多くの地域住民の目に触れるよう利活用していただく予定です。





不法投棄防止に対する取り組み



河川敷への通路の施錠

不法投棄の多い場所は川へ自動車等が侵入できないように施錠をしています。

河川パトロールの強化

不法投棄の抑止、早期発見のために河川パトロールを強化しています。

河川清掃・ボランティア支援

ボランティア・NPO等、関係市町と連携して平成11年より毎年『川と海のクリーン大作戦』を実施しています。また、住民の方々や各種団体による清掃活動も実施いただいています。



川への不法投棄は法律で処罰されます

廃棄物処理法：5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金
河川法：3ヶ月以下の懲役または20万以下の罰金

— お問い合わせ・ご連絡先 —

国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5-1 tel: 058-251-1325 (管理課)

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/>

木曾川第一出張所 0586-89-2149 木曾川第二出張所 0586-62-5450 長良川第一出張所 058-231-9051
長良川第二出張所 058-398-8220 揖斐川第一出張所 0585-22-1108 揖斐川第二出張所 0584-81-1034
牧田川出張所 0584-35-2078 根尾川出張所 0585-32-1011

*違法行為などを見かけられましたら、上記または最寄りの出張所にご連絡下さい。
みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

木曾川上流部

ごみマップ



川や海はゴミ箱ではありません。一部の心ない人によってゴミが捨てられています。川や海にゴミを捨てることは、法律で禁止されています。捨てられたゴミは私たちの税金を使って処分されています。

木曾三川上流部

ごみマップ

投棄されたゴミの場所を地図にしました。

(平成 23 年 4 月～平成 25 年 3 月に河川パトロールで見発見されたものです。)

